

きは、当該者に対して行われた免状の交付を取り消すものとする。

2 免状の交付を受けた者は、前項の規定により免状の交付を取り消されたときは、五日以内に、当該免状を環境大臣に返納しなければならない。

3 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失その宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失その届出義務者は、一月以内に、環境大臣に当該免状を返納しなければならない。

第三節 真気判定士試験

（真気判定士試験）

第十八条 環境大臣は、真気判定士試験を行う期日及び場所並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示しなければならない。

2 真気判定士試験の科目は、次のとおりとする。

- 1 嗅覚概論
- 2 悪臭防止行政
- 3 悪臭測定概論
- 4 分析統計概論
- 5 臭気指数等に係る測定の実務

3 次の各号のいずれかに該当する者は、真気判定士試験を受けることができない。

- 1 試験日において十八歳以上でない者
- 2 第十七条第一項の規定により免状の交付を取り消され、その日から一年を経過しない者
- 3 法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（受験の申請）

第十九条 真気判定士試験を受けようとする者は、様式第七号による受験申請書に年齢を証する書類及び写真（申請前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること）を添え、これを環境大臣に提出しなければならない。

（合格証書の交付）

第二十条 環境大臣は、真気判定士試験に合格した者に様式第八号の合格証書を交付する。

第四節 嗅覚検査

第二十一条 第十八条第一項及び第三項第一号、第十九条並びに第二十条の規定は、嗅覚検査に係る事業と他の事業に係る事項を区分して記載したものでなければならない。

について準用する。この場合において、第十九条中「様式第七号による受験申請書」とあるのは、様式第九号による嗅覚検査受験申請書」と、第二十条中「様式第八号」とあるのは「様式第十号」と読み替えるものとする。

第五節 指定機関

（指定機関）

第二十二条 環境大臣は、法第十三条第二項に規定する指定機関（以下「指定機関」という。）に同項に規定する試験検査事務（以下「試験検査事務」という。）を行わせることとしたときは、試験検査事務を行わないものとする。

環境大臣は、第十二条から第十六条まで及び第十七条第三項に規定する免状に関する事務（以下「免状に関する事務」という。）を指定機関に行わせることができる。

第一項の規定は、免状に関する事務に準用する。

4 指定機関が試験検査事務及び免状に関する事務を行いう場合における第十二条から第十六条まで、第十七条第三項、第十九条（前項において準用する場合を含む。）及び第二十条（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「法第十三条第二項に規定する指定機関」と読み替えるものとする。

（指定の申請）

第二十三条 指定機関の指定は、試験検査事務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請をしようとする者は、様式第十一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。

- 1 一定款及び登記事項証明書
- 2 役員の名簿及び履歴書
- 3 申請日の属する事業年度の直前の事業年度末における財産目録及び貸借対照表
- 4 申請日の属する事業年度の翌事業年度に亘り収支予算書並びに当該事業年度の翌事業年度から申請日の日から起算して五年を経過した日の属する事業年度までの各事業年度の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

（光ディスクによる手続）

第五 試験検査事務の実施に関する事務組織を記載した書類

六 法第十三条第二項に規定する指定の基準に適合することを証する書類

3 前項第四号に掲げる書類は、試験検査事務に係る事業と他の事業に係る事項を区分して記載したものでなければならない。

（指定の付款）

第二十四条 法第十三条第二項の指定には、期限を付し、又は次に掲げる事項に関する必要な条件を付することができる。

二 指定機関の試験委員（指定機関が、臭気判定士試験に関する事務のうち臭気指数等に係る測定に関する必要な知識を有するかどうかの判定に係る事務を行う場合において、当該事務を行う者をいう。）又は検査委員（指定機関が嗅覚検査に関する事務のうち臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性を有するかどうかの判定に係る事務を行なう場合において、当該事務を行なう者をいう。）の選任又は解任

三 試験検査事務の実施に関する規程の作成又は変更

四 臭気判定士試験及び嗅覚検査の結果の環境大臣への報告

五 指定の取消し

（手数料）

第二十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を国（第二十三条第二項の規定により、指定機関に免状に関する事務を行なう場合にあっては、当該指定機関）に納付しなければならない。

1 第十二条第一項の免状の交付を受けようとする者三千五百円

2 第十四条第一項の免状の更新、第十五条第一項の免状の再交付又は第十六条第一項の免状の書換えを受けようとする者三千円

3 指定機関に納付された手数料は、指定機関の収入とする。

（光ディスクによる手続）

第二十六条 第十三条 第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第二項及び第十九条（第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書並びにその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出について

は、当該申請書等に明示すべき事項を記録した

書類を提出することによって行うことができる。

（光ディスクの構造）

第二十七条 前条の光ディスクは、次の各号のい

一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

三 法第二十条第一項の規定による立入検査に係る同条第三項の証明書の様式は、様式第十三号のとおりとする。

この府令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和五一年九月一八日総理府令第

附 則（平成五年六月一八日総理府令第

附 則（平成六年四月二一日総理府令第

附 則（平成六年四月一日から施行する。

この府令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年九月二七日総理府令第

附 則（昭和五一年九月一八日総理府令第

附 則（昭和二年四月一日から施行する。

この府令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成六年四月一日から施行する。

この府令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成六年四月一日から施行する。

この府令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成六年四月一日から施行する。

この府令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成六年四月一日から施行する。

この府令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年四月一日から施行する。

この府令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年四月一日から施行する。

この府令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年四月一日から施行する。

この府令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日から施行する。

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年四月一日から施行する。

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年四月一日から施行する。

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日から施行する。

この府令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日から施行する。

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

株式会社(東山本店) (平成廿年八月廿日、令和元年四月一日)	
書類番号 (年月日) 年月日	
契約料金支拂用(西日本支拂用)の場合は、支拂用に記載の支拂用の金額を記入して下さい。	
支拂用に記載の金額を記入して下さい。	
年月日	
支拂用大額 契約料金支拂用	
支拂用開票人名 支拂用	

備考：1. 用語の大きさは、日本支拂用と日本支拂用とをとします。
2. 支拂用に記載の金額を記入して下さい。支拂用に記載の金額を記入して下さい。
3. 契約料金支拂用(西日本支拂用)の場合は、支拂用に記載の支拂用の金額を記入して下さい。
又日本支拂用である場合は、支拂用に記載の支拂用の金額を記入して下さい。その内容を記載すること。

様式第2号（第13条関係）

株式会社(東山本店) (平成廿年八月廿日、令和元年四月一日)	
書類番号 (年月日) 年月日	
支拂用大額 契約料金支拂用	
支拂用開票人名 支拂用	

備考：1. 用語の大きさは、日本支拂用と日本支拂用とをとします。
2. 支拂用に記載の金額を記入して下さい。支拂用に記載の金額を記入して下さい。
3. 支拂用に記載の金額を記入して下さい。支拂用に記載の金額を記入して下さい。

様式第3号（第14条関係）

株式会社(東山本店) (平成廿年八月廿日、令和元年四月一日)	
書類番号 (年月日) 年月日	
支拂用大額 契約料金支拂用	
支拂用開票人名 支拂用	

備考：1. 用語の大きさは、日本支拂用と日本支拂用とをとします。
2. 支拂用に記載の金額を記入して下さい。支拂用に記載の金額を記入して下さい。
3. 支拂用に記載の金額を記入して下さい。支拂用に記載の金額を記入して下さい。

様式第4号（第15条関係）

株式会社(東山本店) (平成廿年八月廿日、令和元年四月一日)	
書類番号 (年月日) 年月日	
支拂用大額 契約料金支拂用	
支拂用開票人名 支拂用	

備考：1. 用語の大きさは、日本支拂用と日本支拂用とをとします。
2. 支拂用に記載の金額を記入して下さい。支拂用に記載の金額を記入して下さい。
3. 支拂用に記載の金額を記入して下さい。支拂用に記載の金額を記入して下さい。

株式会社(英語表記)(平成2年4月1日現在、可決済会社の場合は、平成2年4月1日現在の会社名)(会社登録番号)	
本社所在地(郵便番号)	
ふりがな 花	
本 所	
北 所	
備考用欄	
上記により、本登記は女性の権利を受けたいので申請します。 月 日 姓 名	
審査大区	
級	
指定開闢代役者	

1 营業板間に提出する場合には、荷室の手続により手数料を納入し、取扱紙は1枚ならないこと。
2 月延の大さきは、日本産葉巻規格より4倍とする。

株式会社(本店)(略称)		年月日		年月日	
郵便番号		生年月日		年月日	
姓 名		性別		年齢	
年 齢		職業		—	
学年		学年		—	
郵便番号					
記入欄 (年月日) (年月日)					
未成年者生年月日欄					
生年月日		年月日		年月日	
年 齢		性別		年 齢	
年 齢		職業		—	
学年		学年		—	
郵便番号					
記入欄 (年月日) (年月日)					
未成年者生年月日欄					
生年月日		年月日		年月日	
年 齢		性別		年 齢	
年 齢		職業		—	
学年		学年		—	
郵便番号					
記入欄 (年月日) (年月日)					

備考

- 1 指定枚数に提出する場合には、所定の手続により手数料を納入し、領収証は、はならないこと。
- 2 月紙の大きさは、日本産業規格A列4等とする。

株式会社(法人登記用)		印字用(略字、印字用書類、印字用封筒)	
第 二 回 通 報 書			
年 月 日			
年 月 日		年 月 日	
上記の年月日、業者登記用第2種(印字用)の登記用紙に於ける旨を同様に 登記用紙に記入する事によつて、登記手続を簡便化することを目的とします。			
年 月 日		年 月 日	
業者登記用		同様登記用	
備考: 月額の大ささは、日本基準額A500円とする。			

参考 月紙の大きさは、日本度量換算表5番とする。

1 指定枚数に提出する場合には、所定の手続により手数料を納入し、提出は、ならないこと。

様式第10号（第21条関係）

株式会社(社名)(英文社名・略称、本店所在地・郵便番号) **新潟市**

登録番号 **新潟県知事登記第12号**

登録者名 **新潟市立病院**

登録者住所 **新潟市中央区西船場1-1**

登録者電話番号 **025-221-1111**

登録者郵便番号 **951-8514**

登録者性別 **女性**

登録者誕生日 **(生年月日)** 年 **月** 日 **生**

上記の登録者は、新潟市立病院に就職するまでの間は本登録を有効とし、新潟市立病院に勤務する際に本登録を有効とす場合に限り「新潟市立病院」の登録を維持する旨合意したことにしておきます。

年 **月** 日

署名 **新潟市立病院**
新潟市立病院代表者

備考 領収用紙の大きさは、日本領収書規格(内規参考)とする。

様式第11号（第23条関係）

株式会社 11号(東京支店) (〒100-0012 東京都千代田区麹町一丁目、西早稲田 ビル2階) お問い合わせは、営業課までお問い合わせ下さい。	
受取販売代理店登録書	
年 月 日	
連絡大臣 聞	
所在地	
府 市 地	郵便番号
名 称	
代表者の氏名	
販売代理店登録料を支拂ひけるにあつて、眞實無防歟付印を捺す 旨を次の如きに記入する所である。	
販売代理店登録書	
1. 税務上販売を行ふとする旨の申告並び所販賣場	
2. 税務上の販賣場の方法	
3. 税務上販賣場によること年月日	

備考 月紙の大きさは、日本通関横格八列4露とする。

様式第12号（第26条関係）

本日は12号（第2回）です。
 お問い合わせ用紙
 デザイン用紙
 年　月　日

書類名　大元の書類

中題名　法文(日本語)

要旨欄
 重要な事項を列挙する。第一回は、主としてこの書類の構成や各セクションの意味などを説明する。二回目は、この書類の主要な構成要素である「要旨欄」に注目して、その構成要素を詳しく説明する。

1. デザイン用紙と書類用紙

2. 要旨欄

事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを要するときも、一括りで複数枚分を記載すれば、その番号ごとに記録されている事項を複数枚分で記載することができます。

様式第13号（第28条関係）